

公正入札調査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 群馬県が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察等諸機関（以下「公正取引委員会等」という。）との連携を図りつつ、入札の公正な執行の妨害等（入札談合を含む。以下「入札妨害」という。）に関する情報等に対して的確な対応を行うため、環境森林部、農政部、県土整備部及び関係各部に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を必要に応じて委員長が設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、建設工事等について入札妨害に関する情報があった場合又は関係職員が入札妨害があると疑うに足りる情報もしくは証拠（以下「情報等」という。）を得た場合には、次に掲げる事項及び必要と判断される事項を調査・審議するものとする。

- (1) 事情聴取先と実施方法、当該入札の延期又は中止、公正取引委員会等への通報等の要否、その他の入札妨害に関する情報があった場合の対応等
- (2) その他、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(調査委員会の標準構成)

第3条 委員会の標準構成は次表のとおりとし、委員長は各部長とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、次表以外の管理職職員を構成委員に任命し、また、委員以外の必要な者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

部 局	構 成 委 員
環境森林部	環境森林部長、環境森林部副部長、契約検査課長、環境政策課長、森林保全課長、当該建設工事等の主務課長、当該建設工事等を執行する地域機関等の長
農 政 部	農政部長、農政部副部長、契約検査課長、農政課長、農村整備課長、当該建設工事等の主務課長、当該建設工事等を執行する地域機関等の長
県土整備部	県土整備部長、県土整備部技監、契約検査課長、監理課長、建設企画課長、当該建設工事等の主務課長、当該建設工事等を執行する地域機関等の長
上 記 以 外	担当部長、契約検査課長、担当部主管課長、当該建設工事等の主務課長、当該建設工事等を執行する地域機関等の長

(会議)

第4条 委員長は、入札妨害に関する情報があった場合又は関係職員が入札妨害があると疑うに足りる情報等を得た場合には、必要に応じて随時会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書面の回議をもって会議の開催に替えることができるものとする。ただし、会議の開催は3名以上の委員の出席をもって成立するものとする。

(答申)

第5条 委員長は、委員会の討議の結果を当該入札の契約担当者に対して答申する。なお、契約担当者が知事あるいは副知事の場合には担当部長に対して答申を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 公正取引委員会等が法令違反等により立件等する可能性及び情報提供（通報）者保護の観点等を鑑みて、調査委員会の設置・会議の開催の有無、審議内容及び答申は全部非公開とし、委員並びに出席者は守秘義務を負うものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、当該建設工事等の主務課及び県土整備部契約検査課に置くものとする。

附則

この要領は平成6年8月5日から適用する。

附則

この要領は平成14年6月4日から適用する。

附則

この要領は平成15年7月1日から適用する。

附則

この要領は平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成19年11月1日から適用する。

附則

この要領は平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成23年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は従前「談合」に係る対応等を主としていたが、今回改正により「入札妨害」全般を対象とし、従前の要領における取扱は平成30年12月31日をもって廃止する。
- 2 この要領は平成31年1月1日から適用する。